

長建協発第490号
平成25年3月27日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県建設工事執行規則の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、長崎県建設工事執行規則が一部改正されることとなり、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、同規則は、平成25年4月1日より施行されますことを申し添えます。